

命を落とす、危険ドラッグ!! あなたは、それでもやらはりますか?

京都府が危険ドラッグ撲滅のための条例を制定しました
【最大懲役2年、罰金100万円】

平成27年1月25日より

「京都府薬物の濫用の防止に関する条例」が全面施行されます。

全国で最も厳しい規制を実施し、

京都府から危険ドラッグを撲滅していきます。

【条例による規制の特徴】※詳細については裏面参照

- 1 「危険薬物」の製造、販売、使用、所持等の全面禁止
- 2 「知事監視店舗」を指定し、販売、購入等の手続きを義務化
- 3 危険薬物である疑いのある物の販売等の「一時停止命令」

京都府で、危険ドラッグの乱用による健康被害や交通事故が発生しています。

たった1度の使用でも死につながることがありますので、絶対に使用しないでください。

危険ドラッグに
注意!!



パウダー（粉）



ハーブ（乾燥植物片）



リキッド（液体）



きょうと薬物乱用防止行動府民会議
マスコットキャラクター「NO Druggくん」

きょうと薬物乱用防止行動府民会議

(京都府・京都市・京都府警察本部・京都府薬物乱用対策推進本部・京都府薬物乱用防止指導員協議会ほか)